# 令和3年度 「被疑者等支援業務」の概要

#### 【事業内容】

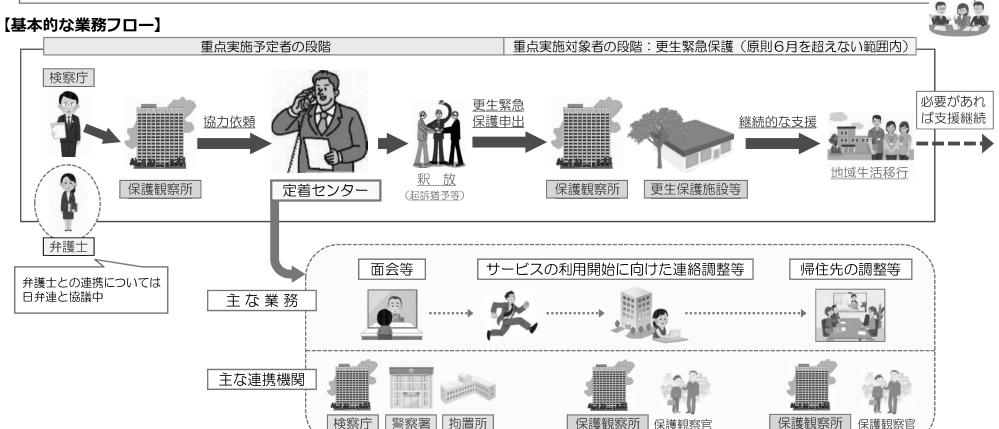
○令和3年度、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス 等を利用できるように支援を行う「被疑者等支援業務」を開始。

#### 【支援対象】

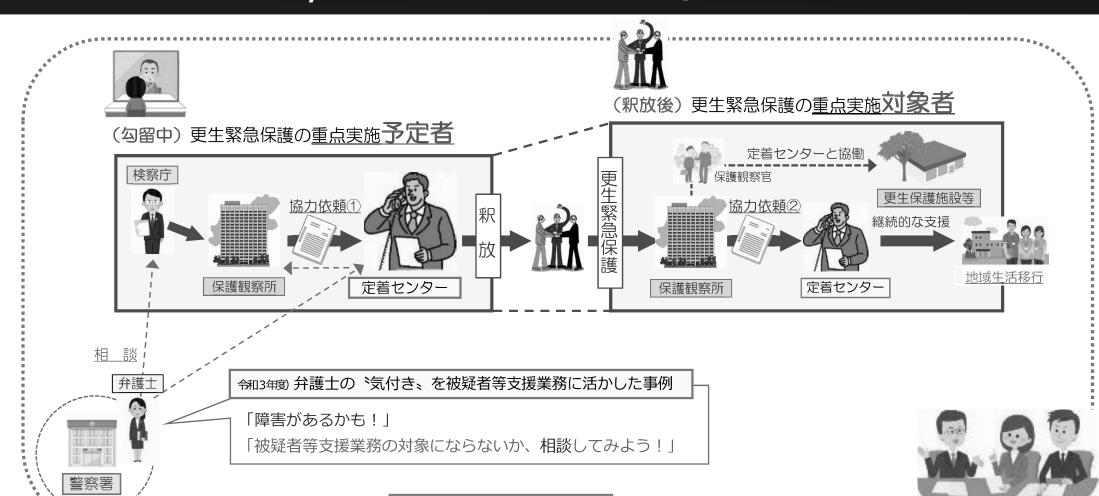
- ①**保護観察所からの協力依頼の発出時点で被疑者又は被告人**であること。 ②高齢であり、又は障害を有する被疑者等であって、保護観察所の長により**更生緊急** 保護の重点実施の対象とすることの必要性及び相当性があると判断され、選定された者。(重点実施予定者)
- ③重点実施予定者のうち、保護観察所と地域生活定着支援センター(以下、定着センター)が連携し、福祉サービス調整等のための支援を行うことが適当であると認められ、かつ保護観察所と定着センターが連携した支援を受けることを希望し、必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に個人情報を提供することに同意し、更生緊急保護の申出をした者。(重点実施対象者)

#### 【ポイント】

- ①「継続的な支援」の基本的な期間: 更生緊急保護の期間と同様に6月を想定。 ② 既存の「相談支援業務」は引き続き定着センター業務に位置づける。
- ③ 釈放後の支援を効果的に行うために、検察庁、保護観察所、弁護士会等の関係機関とあらかじめ協議の上、地域の実情に応じた方法に適宜変更しても良い。



# 業務フローの細分化 / 被疑者等支援業務の詳細①:「地域の実情に応じた方法」



### 地域の実情に応じた方法

釈放後の支援を効果的に行うためには、地域の実情に応じた対応が必要であることにかんがみ、定着センターの長は検察庁、保護観察所の長、弁護士会等の関係機関とあらかじめ協議の上、(1)ないし(6)に規定する手続の方法及び内容等について、地域の実情に応じた方法に適宜変更して実施することとして差し支えない。



「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」 第4業務の実施細目 2 被疑者等支援業務 (8) より抜粋

# 被疑者等支援業務の詳細②:「重点実施対象者に準じた者」

### 重点実施対象者に準じた者

保護観察所の支援担当官が、被疑者等について更生緊急保護の重点実施の対象とすることの必要性及び相当性について<u>調査した結果</u>、<u>重点実施予定者として選定はしなかったものの、</u>当該者が起訴猶予、罰金、保護観察の付かない執行猶予等となり、<u>釈放後に更生緊急保護の申出をし、かつ重点実施予定者であること以外の重点実施対象者としての要件を満ている者と保護観察所が判断した者や、重点実施予定者のうち、保護観察付執行猶予の言渡しを受けて、保護観察所の裁判の確定(判決確定)前に更生緊急保護の重点実施を行うことを決定した者等を指す。</u>

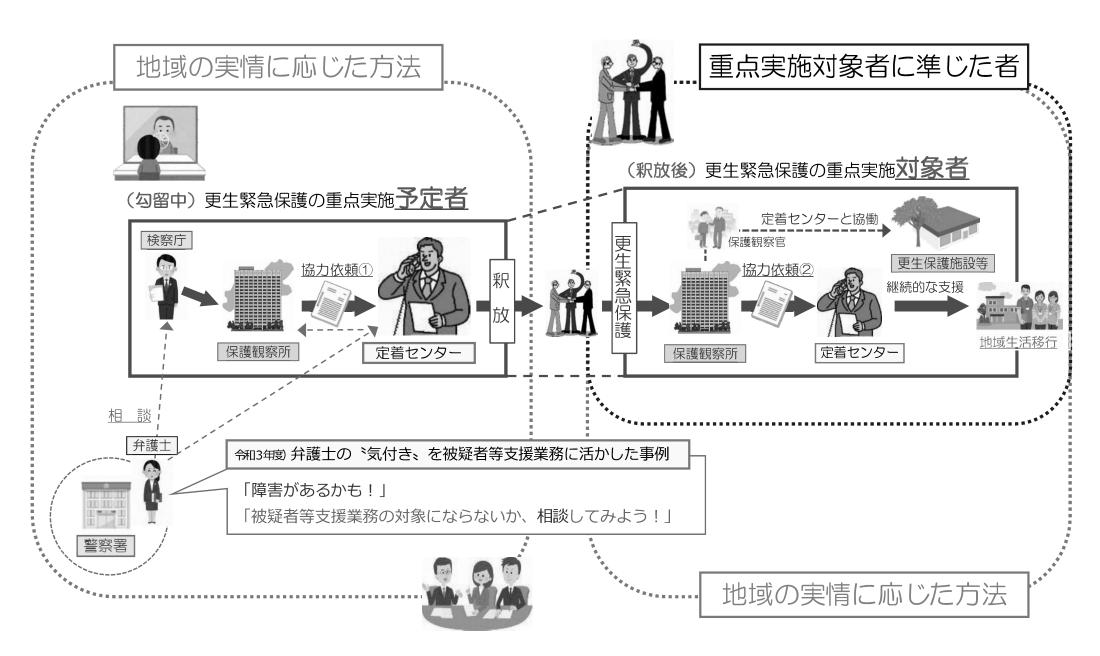
「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」 7 被疑者等支援業務 A7-2より抜粋

例. 重点実施予定者として、保護観察所の方で選定予定だったが、当人の意向(やっぱり支援は望まない等)が変わり、勾留中には重点実施予定者には選定されていなかった。

しかし、釈放後、当人が「行き先もなく不安だ」と、保護観察所へ更生 緊急保護を申出。保護観察官が改めて面談した結果、重点実施対象者と しての要件を満たしていると判断。

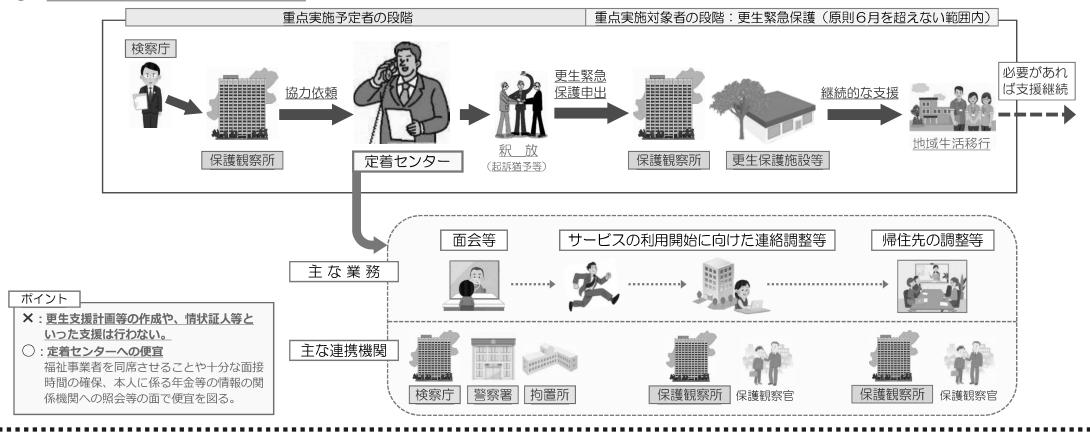
保護観察所が「重点実施対象者に準じた者」として被疑者等支援業務の 依頼を定着支援センターに行い、支援開始。

## 図解)「被疑者等支援業務」の展開例(考え方)

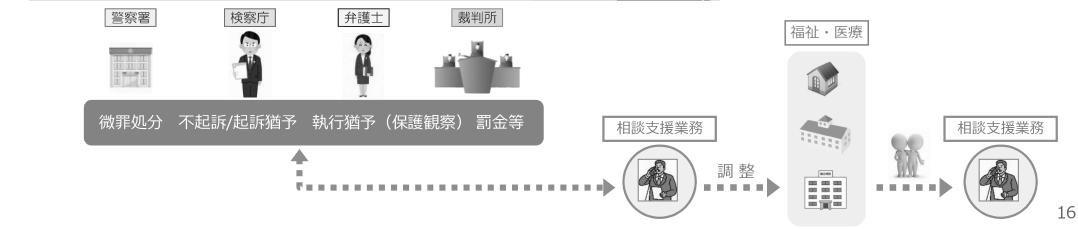


### 図解) R3年度『被疑者等支援業務』と 既存の「相談支援業務」で関与した場合の入口支援

①【「被疑者等支援業務」のスキーム】



②【「相談支援業務(センターが福祉的な支援を必要とすると認める者)」で関与した場合(例)】



## Point ① - 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等-

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」(一部改正:令和3年3月26日)より抜粋

### コーディネート業務



### フォローアップ業務



### 相談支援業務



### 被疑者等支援業務

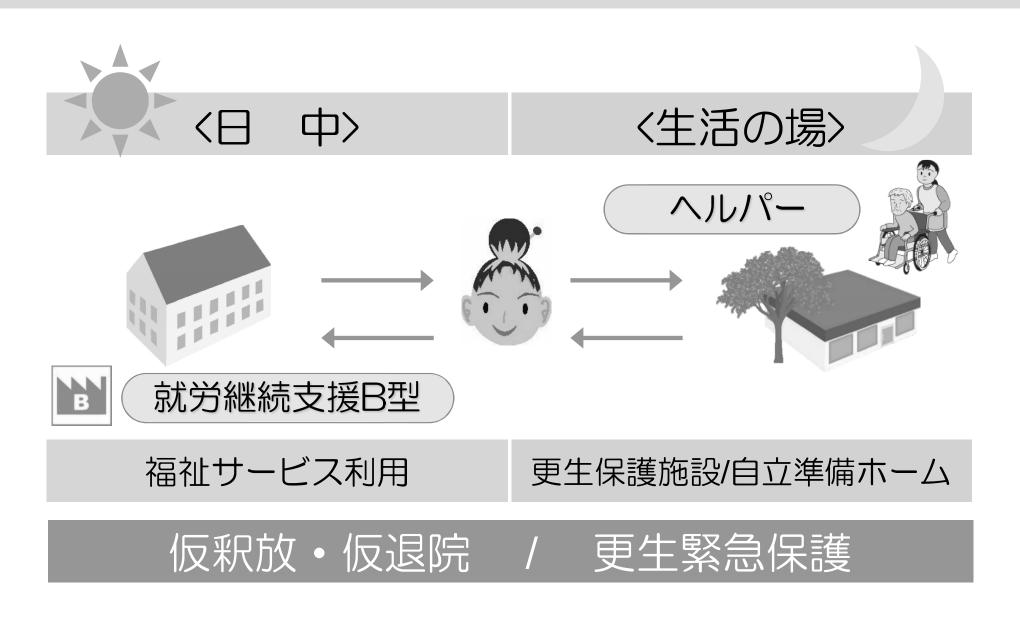


関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等



(2) センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯罪の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

勾留期限の課題



# 『地域』を見据えた – Small step –









④「アセスメント」ができる:事業所



③「体験」ができる:<u>本人</u>



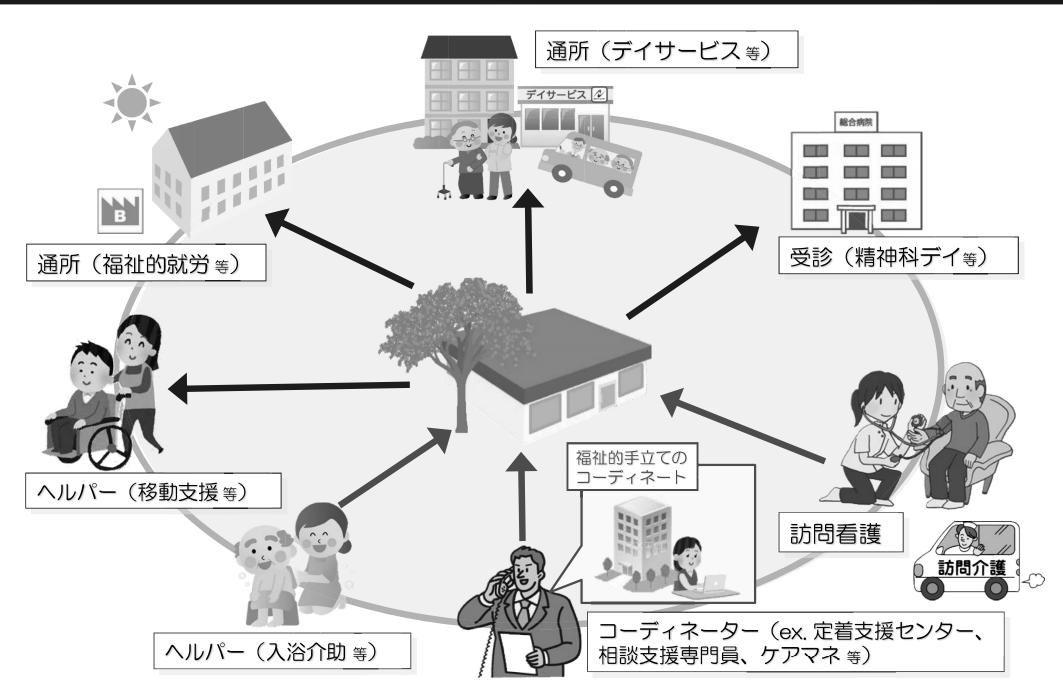
② 「様子」を知れる: 事業所



① 「見学」ができる:本人



# 『更生保護施設/自立準備ホーム』を地域の社会資源で包み込む



- 1. 多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について(通知)
  - →令和3年3月31日付 厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、 厚生労働省老健局長 連名通知
- 2. 福祉サービス事業所等を自立準備ホームとして活用する場合の取扱いについて(事務連絡)
  - →令和3年9月17日付 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室

# 実践の中で"出会い"を重ねたことで、

# 変化し・進化し・深化して得られた現在地

- Q. 定着支援センターが全都道府県に設置されるまでには…
- Q. 「特別調整」依頼時の情報量は…
- Q. 刑務所の中での面接や連携は…
- Q. 出所時の服薬や医療情報は…
- Q. 住まい探しは…
- Q. 自治体との連携は…
- Q. 福祉、医療、地域社会の理解は…

「被疑者等支援業務」を

新たな "出会い" を

<u>重ねるきっかけに</u>



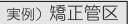
# 「新たな"出会い"を重ねる」 具体的手法(例)

# - 関係機関との協議 -



- 1. 顔合わせ、各機関の業務内容の確認等
- 2. 被疑者等支援業務の確認 (共通理解を図る)
- 3. 地域の実情に応じた方法の確認や整理
- 4. ケース検討(支援の振返り)、成果・課題の確認等





実例) 社会福祉士会







弁護士会



定着支援センター



検察庁



保護観察所



都道府県

参 画 (オブザーバー)

■ <u>現地の要請に応じて、当課(主として矯正施設退所者地域支援対策官) も適宜サポート</u>

<令和3年度の実績>:岩手県、長崎県、沖縄県、石川県、鳥取県等

### 基調講演

### 『刑務所出所者等への社会復帰支援に求められる視点』

# 講師 NPO 法人マザーハウス 理事長 五十嵐 弘志 氏

### 《 講師紹介 》

#### プロフィール

1964年栃木県生まれ。前科3犯、受刑歴約20年、獄中で主イエス・キリストと出会い、回心。受刑中に、弁護士佐々木満男先生が身元引受人となったことを契機に、司祭、修道女、牧師との交流を深め、文通、面会、本の差し入れなどをとおしてキリスト教を学ぶ。出所後にカトリックの洗礼を受け、祈りと真の愛の実践をめざして受刑中の人や刑務所から出所した人々のケアに奔走。2014年5月にNPO法人「マザーハウス」を設立し、現在、全国の受刑者との文通プロジェクト、出所者の生活、就労サポート、大学や更生保護団体などの講演活動において犯罪被害者支援、出所者の再犯防止に向けての提言を続けている。2017年には作田明賞、2020年には守屋賞を受賞している。2019年ローマ教皇フランシスコと謁見。現在、龍谷大学犯罪研究委センター嘱託研究員。

#### そのほかの活動

2022年、被害者・加害者という立場を超えて、犯罪によって傷ついたすべての人々の尊厳の回復と生命が尊重される社会のために共に活動する団体 "Inter7"の立ち上げに、共同代表として参加。

#### 著書

『人生を変える出会いの力』 ドン・ボスコ社(2016年)



### 令和3年度全国地域生活定着支援センター協議会 北海道・東北ブロック地域生活定着支援センター研修会

### 青森県地域生活定着支援センターの支援状況について

社会福祉法人青森県社会福祉協議会青森県地域生活定着支援センター

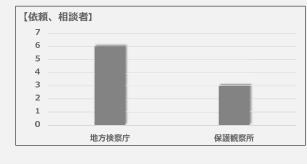
### 青森県地域生活定着支援センターについて

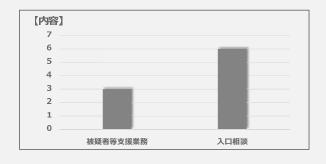
- · 運営主体 青森県社会福祉協議会
- ・職員数6名(正職員2名、専門員4名)
- ・地域生活定着支援事業 (H23.4~)
- ·支援者数 149人(R2年度末現在) (内訳:高齢者75人、障害者74人)
- ·被疑者等支援業務(R3.4~)
- ・業務内容 コーディネート業務、フォローアップ業務、 相談支援業務、事業の普及・啓発活動、 関係機関との連携・協働、職員の資質向上

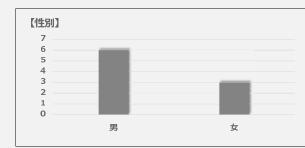


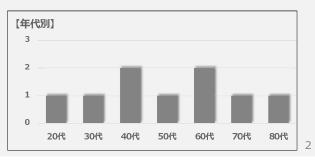
1

### 令和3年度 被疑者等支援業務、入口支援の状況について

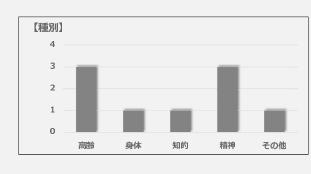


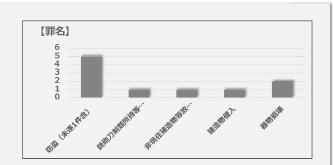


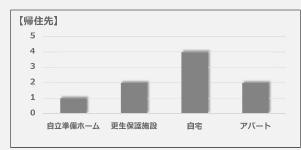




### 令和3年度 被疑者等支援業務、入口支援の状況について







3

# 山形県地域生活定着支援センターについて

### 【山形センターの紹介】

· 運営主体: 社会福祉法人 山形県社会福祉事業団

・職員数:5名(専従3名、兼務2名)

・平成22年1月開所 対象者の比率として、高齢者のケースが多い。 近年は知的・精神障がいのある若年層のケースも増加。

・被疑者等支援業務(令和3年4月開始)地方検察庁、保護観察所、弁護士会と情報交換会を開催。(被疑者等支援業務または相談支援業務にて入口支援を実施。)

・ネットワーク会議の開催 センターの理解促進と地域のネットワーク構築を目的に県内4圏域で開催。 定着、保護観察所、刑務所、検察庁の取り組みの紹介や毎年テーマを決めて事例検討等を行っている。